資料2

公立大学法人 山口県立大学

中期目標・中期計画原案(全体)

目 次

本的な目標)	Ρ.1
中期目標の期間	P.1
大学の教育研究等の質の向上	
教育	P.1
学生への支援	P.16
研究	P.19
地域貢献	P.21
国際交流	P.24
業務運営の改善及び効率化	
運営体制の改善	P.26
教育研究組織の見直し	P.28
人事の適正化	P.30
事務等の効率化、合理化	P.32
	中期目標の期間 大学の教育研究等の質の向上 教育 学生への支援 研究 地域貢献 国際交流 業務運営の改善及び効率化 運営体制の改善 教育研究組織の見直し 人事の適正化

第4 財務内容の改善	
1 自己収入の増加	P.33
2 経費の抑制	P.34
3 資産の管理運用	P.34
第5 自己点検、評価及び当該状況に係る	Ρ.35
情報の提供	
第6 その他の業務運営	
1 施設設備の整備・活用等	Ρ.35
2 安全衛生管理	P.36
(その他)	P.36

中期目標(原案)	中期計画(原案)*年度は達成目標年度
(基本的な目標)	
公立大学法人山口県立大学は、大学を設置し、及び管理	
することにより、地域における知の拠点として、住民の健	
康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の	
学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を	
有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による	
地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと	
暮らす社会の形成に資することを目的とする。	
第1期中期目標期間においては、特に、法人が自主性、	
自律性を発揮してその目的の達成に資する成果を着実に	
あげていくための安定した体制、仕組の早期確立を目指	
し、次のとおり中期目標を定める。	
第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成24	
年期日候の期间は、平成18年4月1日から平成24 年3月31日までの6年間とする。	
 第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	 第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置
「教育を重視する大学」として、大学が授与する学	
位の通用性を高めるため、学生に高い学力と豊かな人	
間性を確実に身に付けさせた上で社会に送り出す仕	
祖を整える。	

(1)教育の成果に関する具体的な到達目標の設定	(1)教育の成果に関する具体的な到達目標の設定
大学が行う次の教育の成果が着実にあがるよう、	次のとおり、到達目標を設定する。
各教育課程や卒業後の進路について重点的に取り	
組むべき到達目標を具体的に定める。	
ア 全学共通教育	アー全学共通教育
幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊	(ア)幅広く深い教養の涵養
かな人間性を涵養する。	大学の基礎教養教育として精選した学問分野の履修を通して
	すべての学生の知性と倫理性を育み、柔軟な思考力と豊かな教養
	を身に付けさせる(平成 22 年度)。(No.1)
	(イ)大学で学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力の修得
	a すべての学生に、専門的な学習に取り組む上で必要な自立的
	学習態度を身に付けさせ、課題発見や問題解決能力、高い日本
	語運用能力に基づく読解力、表現力、発表力等の基礎的能力を
	備えるようにする(平成 22 年度)。 (No.2)
	b すべての学生に高度情報社会に対応して情報を使いこなす
	能力の基礎を備えさせ、初級システムアドミニストレーターの
	知識、技能の水準に相応する情報科学への理解と操作技術の修
	得、並びに情報機器を活用した発表技術を獲得させる。さらに、
	希望者を対象とした初級システムアドミニストレーター試験
	の合格率を向上させる(平成 22 年度)。(No.3)
	c すべての学生の外国語 (英語) 運用能力を高め、学生の 80%
	以上が、卒業時までに TOEIC450 点以上を取得できるようにす
	る(平成 22 年度)。(No.4)
	(ウ)豊かな人間性の育成
	a 人間の尊厳を尊重し、生命と生活の質の向上に寄与するとと
	もに、自らが属する地域を愛し、自己の国際化に努める態度を
	身に付けさせる(平成 22 年度)。(No.5)
	b 生涯にわたって学ぶ意味や意義を問い、特に就職後の社会活

	動や職業生活に適応し、自己実現を図る姿勢を身に付けさせる
	(平成 22 年度)。(No.6)
イー学部専門教育	イー学部専門教育
住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の	(ア)共感する心と豊かな人間性をもって社会福祉に関わる様々な問
進展に資する専門の学術を教授研究し、知的、道	題に主体的に対応できる実践能力を身に付けた人材の育成
徳的及び応用的能力を養う。	社会福祉に関わる分野を主に専攻する学生の社会福祉士資格
	 試験合格率(合格者数累計 / 卒業者数累計)50%を目標とする(平
	成 22 年度)。(No.7)
	(イ)看護、保健、助産あるいは栄養、食育の専門職としての知識、
	技術と資格を身に付け、地域の人々の健康増進、疾病予防、療養
	上の支援のために相互に協調して働くことのできる能力を身に
	付けた人材の育成
	a 看護に関わる分野を専攻する学生にあっては看護師、保健
	師、助産師の国家資格試験合格率(合格者数 / 受験者数)毎年
	度 100%を目標とする。(No.8)
	b 栄養に関わる分野を専攻する学生にあっては、管理栄養士資
	格試験合格率(合格者数 / 受験者数)毎年度 100%を目標とす
	る。(No.9)
	(ウ)国際的視点を持ち、地域の諸課題を文化という側面から比較分
	析できる教養と技能を備え、国内及び国外における実習や留学経
	験、実践的な言語運用能力に裏打ちされた行動力を発揮し、地域
	の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成
	a すべての学生が国内又は国外の実習や留学を通して国際的
	に行動する能力を身に付ける(平成 22 年度)。(No.10)
	b 英語を専攻する学生にあっては、学生の全員が TOEIC650 点
	以上を、また、中国語、韓国語を専攻する学生にあっては各種
	検定試験において中級レベル以上の合格率を目標とする(平成
	22 年度)。(No.11)

	c 地域における新しい文化の創造や生活の向上等に資する企
	画提案能力を修得させる(平成 22 年度)。(No.12)
	d 各種免許資格取得率を向上させる(平成 23 年度)。(No.13)
	ウー学部卒業後の進路
	(ア)就 職
	就職決定率(就職者数/就職希望者数)100%を目標とする(平
	成 23 年度)。(No.14)
	(イ)大学院進学
	大学院進学希望者の進学率 100%を目標とする(平成 23 年度)。
	(No.15)
ウ 大学院教育	工大学院教育
住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の	(ア)修士課程及び博士課程前期
進展に資する学術の理論及び応用を教授研究し、	a 研究課題の発見、研究資料の収集、実証的な調査研究方法、
その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められ	研究成果の学術発表等に関わる総合的な研究能力の修得
る職業を担うための深い学識及び卓越した能力	b 主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、身体的、
を養う。	精神的、社会的な健康の保持増進に関し要援助者が抱える諸問
	題を的確に把握でき、適時適切な援助の方法や技術をもって対
	処できる高度専門職業人の育成
	c 地域社会の歴史的、文化的及び地球的課題について多角的に
	分析し、これに主体的、実践的に対応できる能力や企画力、調
	整能力等を有した高度専門職業人の育成
	d すべての専攻において、大学院生の国内学会等での発表件数
	を増加させる(平成 21 年度)(No.16)
	(イ)博士課程後期
	身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関する援助を必要
	とする者に対し、その複合的で錯綜した諸問題を把握し、主に社
	会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、必要な資源を適切
	な時機に適切な方法で結びつける援助の方法や技術を提案でき

	る高度の研究能力及び教育能力を身に付けた人材の育成 健康福祉学における博士号取得者を輩出する(平成 23 年度) (No.17)
(2)新たな教育課程の編成 教育目標のより一層の効果的、効率的な達成に資 するよう、授業科目の精選、高校と大学あるいは全 学共通教育と専門教育との円滑な接続、学部学科を 越えた連携などの視点から、現行の教育内容を見直 し、新たな教育課程を編成する。	 (2)新たな教育課程の編成 教育目標を踏まえつつ、以下の基本方針に基づき新たな教育課程を編成する。 ア 全学共通教育課程の再編 全学共通教育と学部専門教育の有機的連携を強め、全学生が効率 的、効果的、系統的に全学共通教育を受講できるよう、「全学共通教 育と学部専門教育の科目数の均衡」、「基礎的能力の涵養」、「本学の特 色を生かした科目の教授」、「進路形成や人生設計に基づく学びの意義 の確立」などの視点に立って、次の方針のもとに新たな基礎教養教育 課程を編成する(平成19年度)、(No.18) (ア)全学共通教育と学部専門教育の均衡 概ね1:3とする。 (イ)教育課程の構成 次の「基礎科目」、「教養科目」、「ライフ・デザイン科目」の3 つの柱とする。 a 基礎科目 実践外国語、情報リテラシー、大学の導入教育としての基礎 セミナー、各学部の専門教育の前提となる基礎科学で構成す る。 b 教養科目 「人間尊重」、「地域との共生」、「生活者の視点」、「国際理解」 に関する科目群で構成する。 なお、山口県の歴史、文化、社会、経済、環境、行政課題な ど地域に根ざした特色ある教育プログラムは「教養科目」に位

置づける。
c ライフ・デザイン科目
学生が主体的に社会に学び、社会に貢献できる人間として成
長し、社会生活や職業社会へ適応する能力の開発に必要な科目
群で構成する。
イ 学部専門教育課程の再編、充実
卒業後の進路に配慮した専門的職業能力の効果的、効率的な育成を
図るため、「入学者の多様化に配慮したリメディアル教育(補習教育)
の実施」、「職業観教育を含む専門教育の充実」、「高い実践能力の養成
に資する国内外での実習の重視」、「学部・学科を越えた連携教育の推
進」、「全学共通教育と学部専門科目の均衡」、「授業科目の精選と卒業
に必要な単位の見直し」、「学部から大学院教育へとつながる教育体制
の推進」などの視点に立って、次の方針のもとに、新たな学部専門教
育課程を編成するとともに、既存の学部教育の内容についても充実を
図る(平成 19 年度)。 (No.19)
(ア)新たな学部専門教育課程の編成
a 共感する心と豊かな人間性をもって社会福祉に関わる様々
な問題に主体的に対応できる実践能力を身に付けた人材の育
成
(a)社会福祉実習会議を中心に、社会福祉実習教育のさらなる
充実
(b)精神保健福祉士の受験資格を取得できる新たな教育課程の 開設
(c) 福祉教育実習、教育実習等について効率的な授業展開がで
きるよう学部内で連絡調整を図る組織の創設
(d)対人援助の実践能力の養成および地域との連携を図るた
め、他学部や他学科(看護、栄養、地域共生センター高齢者
部門)と共通の授業科目の開発

b 看護、保健、助産あるいは栄養、食育の専門職としての知識、
技術と資格を身に付け、地域の人々の健康増進、疾病予防、療
養上の支援のために相互に協調して働くことのできる能力を
身に付けた人材の育成
(a)看護、栄養共通
地域住民の健康の保持増進と疾病の予防及び疾病者の療
養を支援する実践的能力の開発を行う授業科目の展開
(b)看護に関わる分野
全学共通教育と連携し、1 年次における看護臨地実習の
充実
看護実践能力の育成に向けた教育課程の充実
今後新たに設置される可能性のある資格についての情
報収集
養護教諭資格取得に関わる教育課程の充実
(c)栄養に関わる分野
全学共通教育と学部専門教育の有機的連携の実現
保健・医療・福祉に関する専門職種間連携教育課程の展
開
大学と現場の連携を充実させ、現場研究能力の開発の組
織的な展開
免許資格取得を支援する授業科目の充実
c 国際的視点を持ち、地域の諸課題を文化という側面から比較
分析できる教養と技能を備え、国内及び国外における実習や留
学経験、実践的な言語運用能力に裏打ちされた行動力を発揮
し、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する
人材の育成
(a)一定の期間の国内及び国外における実習や留学を前提とし
た教育課程の開設

(b)英語、中国語、韓国語を重点に高い外国語能力の養成
(c)国際教養の涵養
(d) 地域の歴史、文化に関する理解に基づく地域文化の特色の
発掘と創造力の伸長
(e)地域の特性や国際的な感覚に基づいたライフスタイルの創
出
(f)国内の他大学や海外の姉妹校提携大学との単位互換制度を
積極的に活用し、学生の能力を最大限に伸ばすシステムの開
拓
(g)卒業研究や卒業制作の発表の方法について充実を図り、成
果を地域社会に提供する機会の創出
(イ)既存の学部教育の内容の充実
a 後期中等教育から大学教育への移行を円滑にする少人数制
の専門基礎科目の充実
b 地域の諸課題を発見し解決する実践能力を開発する専門臨
地実習科目の充実
c 免許資格取得に向けた授業科目の充実
ウ、大学院
高度専門職業人等の養成に関する社会的要請に対応できるよう、次
の視点に立って教育課程の内容や各専攻の在り方を見直す。
(ア)修士課程及び博士課程前期(平成 19 年度)(No.20)
a 研究課題発見、仮説構築、研究資料収集、調査分析方法、学
術論文作成等の技法に関する科目の創設と演習指導の充実
b 研究成果の地域還元に関する方法の開拓
c 修士論文を課さず、高度な専門職業人としての資格取得に専
念できる履修方法の開発
d 社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域における実践的課題
を発見し、解決する能力の開発と今後新たに設置される可能性

	のある資格についての情報収集 e 地域社会や国際社会の課題解決に向けた専門分野の管理運営及び異業種間の交流を促進できる能力の開発 (イ)博士課程後期 a 社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域を統合した実践的研究分野や研究課題を発見し、研究成果を社会に還元できる学問体系の確立(平成23年度)。(No.21) b 地域社会における歴史、文化の新たな発掘、創造に向け、文系博士課程の設置を視野に教育課程等を検討(平成21年度)。
	(No.22)
	エ その他
	学生のニーズに応じ、教育職員免許、司書、学芸員、日本語教員等
	各種資格の取得プログラムを見直す(平成 19 年度)(No .23)
(3)教育方法の改善 学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一 層の明確化と厳格な成績評価、精選された授業科目 の集中的な学習、履修指導の充実等に資する教育方 法の改善に取り組む。 また、学生の多様な学習需要にも対応した新たな 教育方法の導入に取り組む。	 (3)教育方法の改善 ア 学修効果を高める取組の推進 (ア)成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価 学内外の実習や演習も含めて成績評価基準を一層明確にし、成績評価を厳格に行う制度を充実させる(平成19年度)(No.24) (イ)精選された授業科目の集中的な学習 a 一つの授業を学期ごとに完結させる制度(セメスター制)の 完全採用に取り組む(平成19年度)(No.25) b 1年間又は1学期に履修科目登録できる単位数の上限の設 定に取り組む(実技・実習科目、演習科目、卒業単位に含まれ ない科目を除く)(平成19年度)(No.26) (ウ)履修指導の充実 a 学生が在学期間を見通して履修計画を立てることができる よう、全学共通科目と学部専門科目との関係や、学科やコース

における履修の道筋をわかりやすく示す(平成 19 年度)。
(No.27)
b 学生が研究室を訪問し、気軽に教員に質問ができる時間帯
(オフィスアワー)の設定を、その提示方法を含めて制度化す
る(平成 19 年度)。(No.28)
c GPAを活用して、進級要件や卒業要件を一層厳格にすると
ともに、GPAが一定点数(2.00)未満の者については、その
履修管理能力を向上させるため、各学部に学習指導アドバイザ
ーを配置し、個々の学生における教育目標の達成状況を把握
し、1,2年次において必要な学習指導を行なうなど、よりきめ
細かな学習支援を行う仕組を整える(平成 19 年度)。(No.29)
d 推薦入試合格者やその他の合格者を対象に、必要に応じ入学
前補習を実施する(平成 18 年度)。(No.30)
e 各種免許資格の受験対策講座を充実させる(平成 20 年度)。
(No.31)
f 教育的配慮の下に、大学院生に学部学生に対する助言等の教
育補助業務を行わせるティーチングアシスタント(TA)制度
を創設する(平成 21 年度)。(No.32)
g 大学院生の研究遂行能力の育成、研究体制の充実に資するた
め、教育的配慮の下に、大学院生に大学が行う研究に研究補助
者として参画させるリサーチアシスタント(RA)制度を創設
する(平成 21 年度)。(No.33)
h 看護、栄養、社会福祉に関わる臨地実習事業をより実効ある
ものとするため、関係施設の職員と緊密な連携を図るための新
たな方策を検討する(平成 19 年度)。(No.34)
i 海外大学からの研究者の任期付き採用に取り組む(平成 20
年度)。(No.35)
i 外国人留学生が安心して入学できるよう、「外国人のための

日本語学習プログラム」等の学習支援を全学的に充実させると
ともに、外国人留学生にアドバイザー学生をつける制度を整え
る(平成 21 年度)。(No.36)
(エ)自学自習環境の充実
a LL教室、情報処理室、学習室等の学生が自学自習できる空
間の確保に資するよう既存施設の有効活用に取り組む(平成 18
年度)。(No.37)
b CALL システム等の自学自習支援システムの運用方法の改善
に取り組むとともに、全学共通教育および学部専門教育で活用
できる新たな自学自習支援システムや e-learning を活用した
学習プログラムの導入に取り組む(運用方法の改善:平成 19
年度。学習プログラムの導入:平成 23 年度)。(No.38)
(オ)附属図書館の機能の発揮
a 附属図書館職員による文献検索、図書館情報検索の実技指導
を定期的に実施する。(平成 19 年度)。(No.39)
b 学生、教職員、一般市民の大学図書館に対するニーズ調査を
実施して要望を把握し、サービスの向上を図る(平成 19 年度)。
(No.40)
c 夜間や休日の図書館利用の利便性を向上させる方策を検討
する(平成20年度)。(No.41)
d 学生と教職員のニーズに応える蔵書や学術雑誌の充実に有
効な電子ジャーナルの導入を検討する(平成 23 年度)。(No.42)
e 日本文化資料室、多文化資料室、社会福祉実習準備室、社会
福祉資料室、看護学部図書室等の有効活用に取り組む(平成 20
年度)。(No.43)
(力)褒賞制度の創設
特に成績が優れた学生を対象に授業料の減免や大学院進学の
入学金免除等、学生の学習意欲を高める特待制度の創設に取り組

	む(平成 21 年度)。(No.44)
	イ 学生の多様な学習需要に対応しうる新たな教育方法の導入
	(ア)主専攻、副専攻制の導入
	可能な学部・学科においては、専攻分野以外の分野の授業科目
	を体系的に履修することができる主専攻、副専攻制の導入を検討
	する(平成 19 年度)。(No.45)
	(イ)単位互換制度の見直し
	他大学との既存の単位互換科目について、教育課程の再編成に
	合わせて見直しを行う(平成 19 年度)。(No.46)
	(ウ)単位認定制度の見直し
	特定の学術セミナーや一定の要件を満たす公開講座への参加、
	海外も含めた他大学での単位取得、職業経験や大学以外の機関に
	おける実習等を単位として認定する制度を創設する(平成 19 年
	度)。(No.47)
	(エ)遠隔講義等の充実
	「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した遠隔講義数
	の増、e-learning による教育教材等の導入を検討する(平成 23
	年度)。(No.48)
	(オ)寄附講座の創設
	専門教育に関連する分野の企業、事業所、施設や団体等による
	寄付講座制度を設ける(平成 21 年度)。 (No.49)
(4)教員の教育能力の向上に資する組織的取組の推進	(4)教員の教育能力の向上に資する組織的取組の推進
教員の教育能力の向上を図るため、授業内容、授	ア教育活動に関する研修の充実
業方法、教育課程等の改善に資する研修、研究を組	(ア)教育活動の充実に必要な教員間の連携を強化するため、各種教
織的に行う。	育活動に関わる担当者会議の設置、運営について見直しを行う
	(平成18年度)。(No.50)
	(イ)教職員に対し、成績評価基準の厳格化に関する研修、教育方法

の改善、学生指導の向上、及び留学生や障害を持つ学生、社会人
などの多様な学習需要に対する理解に関する研修を年2回行い、
その参加を義務づける(平成 18 年度)。(No.51)
(ウ)教員に対し、学生の授業評価や教員の自己評価に基づきシラバ
スの点検、改善を行うことを義務づけるとともに、各教育組織の
長等においても教員に対し、シラバス改善に必要な助言やシラバ
ス改善結果の確認を行う仕組を確立し、各教育組織全体で教育を
行う体制を整える(平成 20 年度)。 (No .52)
(エ)英語圏からの留学生に対する英語による講義、英語によるシラ
バス作成や授業方法、学生の成績評価などに関する研修を制度化
する(平成 18 年度)。(No.53)
(オ)附属図書館職員については、図書館情報サービス機能の向上と
学生・教職員に対する指導能力を高める研修に参加させる(平成
20 年度)。(No.54)
(カ)博士後期課程にあっては、「博士課程委員会」を設置して授業
や研究指導の教授方法等に関する研修を実施するとともに、修士
課程や博士前期課程においても教員の資質向上のための方策を
講ずる(平成 19 年度)。 (No . 55)
イ 教育活動に関する研究の推進
(ア)近接領域の科目において、教員がチームとなって教材や学習方
法を開発することを奨励し、優れた提案に対して助成金を支給す
る制度を設ける(平成 19 年度)。(No.56)
(イ)文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム(教育GP)」
や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」の応募
を前提に研究、教育の実績を深め、その採択を目指す(平成 23
年度)。(No.57)

(5)学生の受入方法の改善	(5)学生の受入方法の改善
大学の教育目標を理解し、地域や大学の活性化を	ア 入学者受入方針の策定と積極的な情報提供
もたらす学生を積極的に受け入れるため、大学が求	(ア)入学者受入方針の策定
める学生像や求める能力、適性等を明確にした入学	大学が求める学生像や求める能力、適性等を明確にしたアドミ
者受入方針を定め、受験生等に対し積極的な情報提	ッション・ポリシーを新たに策定する(平成 18 年度)。(No.58)
供を行うとともに、受験生の多様な個性や能力を適	(イ)積極的な情報提供
切に評価する選抜方法の開発を行う。	a アドミッション・ポリシーの周知に当たっては、特に県内高
	校と本学への入学者が多い都道府県での広報活動を強化する
	とともに、全国的にも入学情報が発信され、入学者を募集でき
	るようにする観点から、入試広報や学生募集のアウトソーシン
	グも含め、より効果的な方法を導入する(平成 20年度)。(No.59)
	b 社会人、外国人、帰国生、編入学希望者、障害者等、幅広い
	人々のニーズを考慮した多元的、多言語的な入試広報活動を行
	う(平成 20 年度)。 (No.60)
	イ 受験生の多様な個性や能力を適切に評価する選抜方法の開発
	(ア)各種選抜方法の見直し、改善
	教育課程の見直しに合わせ、各種選抜方法の見直し、改善を行
	う(平成 18 年度)。(No . 61)
	(イ)アドミッション・オフィス選抜の導入
	学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と丁寧な面接等を通
	じて、受験生の能力、適性や目的意識等を総合的に判断するアド
	ミッション・オフィス(AO)選抜を新たに導入する(平成 19
	年度)。(No.62)。
	(ウ)その他多様な能力や経歴を有する入学者の拡大に資する選抜方
	法の開発
	a 編入生の受入れ
	編入生の受入れの際の単位読替方針を見直し、全学共通教育
	については既習得単位 30 単位程度を一括認定し、学部専門教

育については編入学生のニーズに応えながら単位を読み替え
る制度を確立する(平成 18 年度)。(No.63)
b 科目等履修生等の受入れ
社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履
修生(パートタイム生)や聴講生などの受入方針や受入体制を
見直す(平成 19 年度)。(No.64)
c 秋季入学生の受入れ
秋季入学生の受入れを検討する(平成 19 年度)。(No.65)
d 優秀な学部学生の大学院への受入れ
(a)学部専門教育において優秀な学修成績を修め、大学院進学
に強い意志を持つ学生を対象とする学内推薦制度を導入す
る(平成 20 年度)。(No.66)
(b) 成績優秀な学部生については、学部在学中に大学院の希望
科目の履修や単位の認定などを一部認める方法を検討する
(平成 20 年度)。(No.67)
e 外国人入学生の受入れ
(a)学部への留学希望者に対し、国外からの応募に対応する体
制について検討を行う (平成 19 年度)。 (No.68)
(b)大学院への英語圏からの外国人留学生及び外国籍の志願者
については、筆記試験科目の見直しを行い、日本語あるいは
英語の面接試験を課す方法や、英語による試験の実施を検討
する(平成 18 年度)。(No.69)
f 選考委員の能力向上のための仕組づくり
受験生の多様な個性や能力を適切に判断することができる
よう、マニュアルの整備や研修の実施など選考委員の能力向上
に資する取組を進める(平成 22 年度)。(No.70)

2 学生への支援に関する目標	2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置
「学生を大切にする大学」として、多様な学生の資	(1)総合的な情報提供、情報収集の仕組づくり
質、能力を十分に発揮させるとともに、その安全、安	ア 学生支援の仕組や内容等について、大学説明会やオープンキャンパ
心の確保を図るため、学生の生活、就職等に係る支援	ス、ホームページ等で積極的に発信するとともに、ボランティア活動
体制の強化と支援内容の充実に努める。	やサークル、同好会等の学生の自主的な活動に関する情報提供や、相
	談支援や就職支援等に関する情報提供、連絡調整を一元的な体制のも
	とで積極的に行う (体制整備:平成 18 年度。仕組の確立:平成 20 年
	度)。(No.71)
	イ 従来の学生生活実態調査について、さらにその方法や内容を整備
	し、アンケート結果を大学の改善に生かすとともに、学生に対しても
	大学側の対応状況を公表していく仕組を整える(平成 19 年度)。
	(No.72)
	ウ 学生が生活や学内環境について問題点を気軽に提起することがで
	きるシステムを構築し、提起された問題についてはその解決の経緯や
	結果を公表する仕組をつくる(平成 20 年度 <u>)</u> (No . 73)
	ア 学内における学生の疾病や障害等への対処や、学生からの健康相談
	や病気予防に関わる相談等に対し、専門職員(保健師、臨床心理士等)
	を常駐させるなど、日常的に支援を行えるよう体制を強化する(平成
	18 年度)。(No.74)
	イ学生を対象に、疾病等の予防、健康管理、食育や栄養についての啓
	発、命の教育などに関する各種セミナーを定期的に開催する(平成 19
	年度)。(No.75)
	(3)経済的支援
	アー奨学金制度
	(ア)学生に対し、日本学生支援機構、公共団体、民間団体等の奨学

金制度に関する情報を適切な時機に提供できるシステムを開発
する(平成 19 年度)。(No.76)
(イ)学部学生が大学の一員として大学の公的活動に参画することに
対する奨励金制度として、 ジュニアTA制度を創設する(平成 21
年度)。(No.77)
(ウ)経済的理由などにより修学が困難でかつ学業優秀と認められる
学生を対象とした大学独自の育英奨学金制度の創設を目指す(平
成 23 年度)。(No.78)。
イ 授業料減免制度
経済的理由などにより授業料の納付が困難な学生は、選考の上、授
業料を免除、減額、延納又は分納できる制度を創設する(平成 18 年
度)。(No.79)
ウーその他の経済的支援
新入生だけに限らず、経済的事情に応じて学生や留学生が優先的に
学生寮に入居できる仕組をつくる (平成 19 年度)。 (No.80)
(4)日常生活支援
ア 学生生活の支援を行う指導教員(チューター)の機能や役割を見直
し、全学統一のチューター制を確立する(平成 18 年度)。(No.81)
イ 指導教員 (チューター)など学生支援に関わる教職員に対し、学生
指導や学生相談に関する研修を年2回行い、参加を義務づける(平成
18 年度)。(No.82)
ウ 障害を持つ学生や留学生を含め、個々の学生の生活全般の相談や支
援などを専門的に行うことができる体制を整備し、学部と連携して教
育支援を含めた総合的な支援を行う(平成 19 年度)。(No.83)
エ 学生食堂の充実など、学生の食生活を支えるサービスの向上を検討
する(平成 20 年度)。(No.84)
オ 外国人留学生に対し、宿舎の斡旋などの生活支援や奨学金の紹介を

多言語で行う生活ガイドブックを作成し、留学生のチューターに対す るガイダンスを全学的に用意する(平成19年度)。(No.85) カ 学生が憩うことのできる空間の確保に努める(平成20年度)。 (No.86)
 (5)就職支援 ア 就職決定率 100%を達成するため、就職支援活動を行う専門の相談員を常駐させ、学生からの就職相談に応えられる体制を強化する(平成 18 年度)。(No.87) イ 2 年次後期からの就職ガイダンスや、就職勉強会なども含め、自己分析、業界情報提供、試験や面接対策などの就職支援活動を一層充実させる(平成 19 年度)。(No.88) ウ 社会人学生の体験を、一般学生の就職意識高揚や職業観、生涯学習観等の確立に活用する仕組をつくる(平成 20 年度)。(No.89) エ インターンシップをより積極的に推進し、全学部からの参加者数を伸ばす(平成 21 年度)。(No.90)
 (6)課外活動支援 ア 学生の自主的活動の活性化を図るため、クラブやサークル、同好会、 ボランティア活動をはじめとする学生活動に対する具体的な支援策 を打ち出し、学生が安全で安心して課外活動を行うことができる環境 を整える(平成20年度)。(No.91) イ 学生の課外活動の活性化に特に寄与した個人、団体等については、 学長から特別に活動賞を授与する制度を創設する(平成21年度)。 (No.92)

3 研究に関する目標	3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置
「地域に密着した研究を推進する大学」として、研	
究活動の活性化と、その成果の普及に資する取組を進	
める。	
(1)研究活動の活性化とその成果の普及	(1)研究活動の活性化とその成果の普及
大学における基礎研究、基盤研究を尊重しつつ、	アー研究活動の活性化
住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展、世	(ア)山口県の政策課題の解決や、人間の尊厳性の尊重、生命と生活
界に開かれた交流活動の活発化に資する調査研究	の質の向上、地域との共生、国際理解の促進に資する学際的プロ
に積極的に取り組み、その成果の普及に努める。	ジェクトを主体的に提案し、年間3件以上の共同研究及び年間20
	件の受託研究を実施することを目指す(平成 23 年度)。(No.93)
	(イ)国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に
	取り組む(平成 22 年度)。 (No . 94)
	(ウ)教員は個人あるいはグループにおいて、それぞれの専門分野に
	おける各自の研究の質を高める努力を行い、科学研究費補助金そ
	の他の公募助成金について年間 25 件以上採択されることを目指
	すとともに、学会誌・国際誌への投稿や国内・国際学会での発表
	件数を伸ばす(平成 23 年度)。(No.95)
	(エ)「魅力ある大学院教育イニシアティブ」など研究拠点形成を促
	進する補助金に採択されることを目指す(平成 23 年度)。(No.96)
	イ 研究成果の普及
	(ア)食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりや
	街づくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域
	に内在する多様な需要に応える研究成果についてその経過や結
	果などをホームページで公開するとともに、市町村や関係団体に
	電子メールで配信する仕組をつくる(ホームページによる公開:
	平成 18 年度。メール配信:平成 21 年度)。 (No.97)
	(イ)教員個人あるいはグループによる研究と、共同研究、受託研究
	を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組を検討する(平成

	19 年度)。(No.98)
	(ウ)研究創作活動の発表や作品の発表等を促進し、さまざまなメデ
	ィアを通して成果を地域に発信する機会を増大させる(平成 20
	年度)。(No.99)
(2)研究活動の促進に資する仕組づくり	(2)研究活動の促進に資する仕組づくり
教員の研究活動が促進されるよう、学内の研究実	アー予算の重点的配分
施体制を整備するとともに、教員の研究能力の向上	(ア)山口県の政策課題や地域課題に関する研究は「地域共生センタ
につながる取組を進める。	ー」において統括し、予算を管理する(平成18年度)。(No.100)
	(イ)複数の学部、研究科にまたがる学際的共同研究の立上げを促す
	制度を設ける(平成 19 年度)。(No.101)
	(ウ)学内の競争的研究資金を、特色ある教育研究や地域貢献につな
	がる計画に対して重点的に配分するために必要な制度を整える
	(平成 19 年度)。(No.102)
	イニーズとシーズの円滑なマッチングの推進
	(ア)研究成果(シーズ)についての情報がよりわかりやすい形で提
	供されるように、データベースのあり方や提供方法等を見直すと
	ともに、ニーズ調査結果のデータベース化や、ニーズを持つ人々
	が教員と身近に交流できる機会を設ける(平成19年度)。(No.103)
	(イ)地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共
	生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上
	げる仕組をつくるとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的
	に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成 20 年度)。
	(No.104)
	ウ 個々の教員の研究活動を促す仕組づくり
	(ア)中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の
	競争的研究資金に応募することを義務化する。(No.105)
	(イ)科学研究費補助金その他の競争的研究資金の応募や申請に関す

	る研修を定期的に行うなど支援の仕組をつくる(平成 19 年度)。
	(No.106)
	(ウ)特に優れた研究成果を挙げた教員に対し、評価に基づき特別研
	究費を配分する、あるいは短期国内研修等を支援する制度の創設
	を検討する(平成 21 年度)。(No . 107)
	(エ)研究成果の知的財産としての価値を評価し、権利の帰属を審査
	して、知的財産権の登録、審査に関する事務を行う発明委員会等
	の仕組をつくり、知的財産の社会還元に努める(平成 21 年度)。
	(No.108)
	(オ)教職員によるベンチャー起業を支援する制度の検討を行う(平
	成 23 年度)。(No.109)
	(3)教員の研究能力の向上につながる取組の推進
	ア 教員の研究能力の向上に資する支援を行う仕組をつくる(平成 19
	年度)。(No.110)
	イ 重点課題研究については外部からの研究員を招聘し受け入れるな
	ど、研究者の交流を促進する仕組をつくる(平成 20 年度)。(No . 111)
4 地域貢献に関する目標	4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置
「地域に開かれた大学」として、地域共生センター	(1)地域共生センターを窓口とした地域社会への貢献活動
を窓口に、大学の総合力を発揮し、受託研究、共同研	ア 積極的な地域貢献活動を推進する仕組づくり
究等法人以外の者との連携、社会人が大学で学習しや	(ア)山口県の地域課題に取り組む専門的講座や人材育成に資する研
すい環境づくり、高校と大学との円滑な接続に資する	修、ネットワーク構築等に積極的に関わり、地域の社会人や職業
取組を積極的に進める。	人、高齢者や子どもを持つ親等の身近な相談窓口や支援窓口とし
また、郷土文学資料センターを拠点とした地域文化	て、その専門性を発揮できる体制を整える(平成 19 年度)。
の振興に積極的に取り組む。	(No.112)
	(イ)大学の地域社会への貢献活動について広く意見を交換する場と
	して、「生涯学習推進連絡会議」を年 2 回程度開催し、地域社会

のニーズを常に把握し、大学の特色ある教育のより効果的な社会
還元のあり方について定期的に検証する仕組をつくる(平成 19
年度)。(No.113)
(ウ)すべての教員が年1回以上は公開講座やサテライトカレッジ、
共同研究・受託研究、高大連携等の地域貢献活動に参加し、それ
らが適切に評価される仕組を検討する (平成 20 年度)。(No.114)
(エ)学生や教員の自主的な活動と地域をつなぐ情報の拠点としてボ
ランティアセンター窓口を創設する(平成 21 年度)。(No.115)
イ 受託研究、共同研究等法人以外の者との連携の推進
(ア)山口県の政策課題の解決や、人間の尊厳性の尊重、生命と生活
の質の向上、地域との共生、国際理解の促進に資する学際的プロ
ジェクトを主体的に提案し、年間3件以上の共同研究及び年間20
件の受託研究を実施することを目指す(平成 23 年度)。(No.93
再揭)
(イ)食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりや
街づくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域
に内在する多様な需要に応える研究成果についてその経過や結
果などをホームページで公開するとともに、市町村や関係団体に
電子メールで配信する仕組をつくる(ホームページによる公開:
平成 18 年度。メール配信:平成 21 年度)。 (No . 97 再揭)
(ウ)地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共
生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上
げる仕組をつくるとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的
に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成 20 年度)。
(No.104 再揭)
(エ)教員個人あるいはグループによる研究と、共同研究、受託研究
を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組を検討する(平成
19 年度)。(No.98 再揭)

ウ 社会人が大学で学習しやすい環境づくり
(ア)サテライトカレッジについて、現在開設している周南、柳井、
防府、下関、徳地の5ヵ所に加え、新たに県北部サテライトカレ
ッジの拠点づくりを検討するとともに、都市部における夜間・週
末のサテライト教室の開設を進める(平成 20 年度)。(No.116)
(イ)生涯学習基礎講座、生涯学習発展講座、キャリアアップ講座の
見直しを行い、より効果的・効率的なシステムを構築するととも
に、社会人が本学で各種講座等を受講した場合の単位認定のあり
方、仕組を検討する(平成 21 年度)。(No.117)
(ウ)社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履修
生(パートタイム生)や聴講生などの受入方針や受入体制を見 直
す(平成 19 年度)。 (No.64 再掲)
エー高大連携の推進
(ア)高校生への大学授業の随時公開や、高校生の本学講義への参加、
本学教員の複数回の出張授業、進路相談及び指導のプログラム
化、高校生が本学で受講した場合の単位認定等、多様な取組を積
極的に推進する(平成 18 年度)。(No.118)
(イ)県内や近県の高校に対してより積極的に出前講座等のプログラ
ムを送付し、大学進学へのPRを行うとともに、高校側のニーズ
とのマッチングを行うため、定期的な連絡会議を持つ(平成 19
年度)。(No.119)
(2)郷土文学資料センターによる地域文化の振興
ア 郷土文学資料センターの所有する資料のデータベース化を図ると
ともに、活動内容や成果を発信するホームページやパンフレット、定
期刊行物等の作成を行い、センターの広報活動を強化する(平成 20
年度)。(No.120)
イ 近隣の文学資料施設や研究所との差異化を図りながら基礎的資料

	をより積極的に収集し、公開する(平成 21 年度)。(No.121)
	ウ 大学院と連携して、学内外の学生や近隣大学の留学生、社会人、生
	涯学習受講者などに対する、様々な情報提供プログラムを開発し、地
	域文化への関心を高める仕組を検討する(平成 22 年度)。(No . 122)
	エ 郷土文学資料センターの機能を充実させ、多様な地域文化を包括的
	に研究しうる組織形態に整備し、国際文化学研究科の博士課程設置計
	画と連携しながら重点化すべき領域や研究拠点としての役割、配備す
	る研究員等の検討を進める(平成 21 年度)。(No.123)
5 国際交流に関する目標	5 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置
「地域と世界をつなぐ大学」として、学生及び教職	(1)学生及び教職員の国際交流機会の拡大
員の国際交流機会の拡大、国内外の関係機関との連携	ア 姉妹校締結に関わる学術交流、教職員や学生の交流、語学研修プロ
を図り、その成果を広く地域社会に還元する。	グラム、訪問団の派遣や受入れ、その他の大学全体にかかわる国際セ
	ミナーやフォーラム等の事業などについて、専門職員を配置して大学
	全体の情報を一元的に収集・発信するとともに、大学広報の多言語化
	を進める基盤を整える(一元化と専門職員の配置:平成 19 年度。広
	報の多言語化:平成 20 年度)。 (No . 124)
	イ 現在展開している学術交流や教員学生交流、海外実習等のあり方を
	見直し、個々の学生のニーズや各学部専門教育の教育目標に則してプ
	ログラム内容や運営方法の改善を行う(平成 22 年度)。(No . 125)
	ウ 海外における語学集中プログラムについて、中級や上級レベルの語
	学研修を求める学生のニーズに応えるため、韓国や中国、ヨーロッパ
	や東南アジア方面の新たな大学との交流を広げる可能性を検討する
	(平成 19 年度)。(No.126)
	エ 国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に取
	り組む(平成 22 年度)。(No . 94 再揭)
	オ 海外からのゲストや客員講師用の宿泊施設の確保、交換留学生の生
	活基盤確保に関し、有効な手段を検討する(平成 23 年度)。(No.127)

 (2)関係機関との連携 ア 地域の国際交流団体や国際協力団体との連携を深め、地域のニーズ にふさわしい共同企画などを年1回は行う体制を整える(平成19年 度)。(No.128) イ 関連団体との交流や連携を通して、地域の国際化に関わるニーズを 拾い上げ、大学が有する専門性とマッチングする研究・研修の企画や ネットワーク形成等を促進する(平成22年度)。(No.129) ウ 大学と地域をつなぐ国際交流の情報拠点としてのサロン的機能を 備えた交流の場づくりの可能性について検討する。(平成23年度) (No.130)
 (3)国際交流の成果の社会への還元 ア 大学のもつ国際交流の成果や各学部の専門性を生かした事業を、多様な講演、フォーラム、フェスティバル等を通して地域社会に還元し、ホームページや広報誌等で地域への情報発信を行うことによって、地域社会の国際化促進に努める(平成22年度)。(No.131) イ 交換留学生やグローバル交流学生、留学生など、海外からの大学生が行う地域活動を提案し、地域の人々と交流する機会を増やす(平成19年度)。(No.132) ウ 海外の大学からの著名な研究者の知識、技術を地域住民に公開する機会をつくる(平成20年度)。(No.133)

第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標	第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1	運営体制の改善に関する目標	1	運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)理事長(学長)学部長等を中心とする機動的な		(1) 理事長(学長)、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築
	運営体制の構築		
	戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長(学		ア 理事長(学長)選考方法の整備
	長)が、その指導力、統率力を発揮して、責任ある		従来の学長選挙を廃止し、理事長選考会議の権限と学内意向の反
	意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行		映との均衡に配慮した理事長 (学長)選考の仕組を構築するととも
	するための仕組を整える。		に、理事長 (学長) 解任審査請求の手続を整備する (平成 18 年度)。
	また、学部等においても、大学全体としての方針		(No.134)
	を踏まえつつ機動的な運営が行われるよう、学部長		イ理事長(学長)補佐体制等の整備
	等の権限と責任を明確にするとともに、その補佐体		(ア)役員が互いに連携協力しつつ、機動的な業務運営ができるよ
	制を整備する。		う、理事長(学長)及びこれを補佐する副理事長、理事の分担
			業務を明確にする(平成18年度)。(No.135)
			(イ)役員の経営戦略の具現化を補佐するため、法人経営に関する
			企画立案、大学各部局等との連絡調整等を行う部署を設ける
			(平成 18 年度) (No.136)
			(ウ)理事長(学長)が定める全学的な方針のもとに、学部、研究
			くりう理事後(学校)がためる生子的な方面のもとに、 子部、 新九 科における中期計画の着実な実行を図るため、理事長(学長)
			による学部長、研究科長の指名制度を導入する(平成18年度)。
			による子記役、
			ウ学部長、研究科長の権限と責任の明確化
			学部長、研究科長の指導力、統率力の発揮と教授会業務に係る教
			職員の負担の軽減を図る観点から、学部長、研究科長と教授会との
			役割分担を明確にし、学部運営を機動的に行う(平成 19 年度)。
			(No.138)
			エー学部長、研究科長の補佐体制の整備
			学部長、研究科長が当該長を補佐する学科主任、専攻主任を指名
			する制度を設ける(平成 19 年度)。(No.139)

(2)全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組づく りの推進	(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組づくりの推進
大学全体として取り組むべき課題に的確に対応 できるよう、学内外の資源の活用その他大学運営を 戦略的に行う仕組づくりを進める。	 ア 予算編成方法の見直し 全学的な視点から大学の特色づくりに資する取組等に予算を戦略的、重点的、競争的に配分できるよう、理事長(学長)が予算編成方針を定め、これに基づき、学部長、研究科長等が各部局の予算要求を行い、理事長(学長)が予算の決定、各部局への配分を行う仕組を整える(平成18年度)。(No.140) イ 各種委員会の見直し 委員会の実効性ある運営と教職員の負担軽減の観点から、各種委員会について、その必要性、あり方を検討し、必要に応じて整理統合や運営方法の改善を行う(平成19年度)。(No.141) ウ その他 学外資源の有効活用方策、民間的発想を生かした運営方法の導入について検討を進める。(No.142)
(3)地域に開かれた大学づくりの推進 大学の活動内容が広く住民に周知され、住民や地 域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、 大学情報の積極的な提供、外部有識者等が大学運営 に参画する仕組の充実など、地域に開かれた大学づ くりに資する取組を進める。	 (3)地域に開かれた大学づくりの推進 ア 大学情報の積極的な提供 (ア)大学の運営にかかわる諸情報を大学のホームページや広報誌 などの各種媒体を通じて、保護者、同窓会、地域社会、行政や 企業、民間団体等に、わかりやすく、また魅力的に、定期的に 提供する(平成20年度)。(No.143) (イ)大学教育の特性や成果などについて積極的に広報活動を行な う年間計画をたて、特に入試広報については進学情報機関等の 広報を行い、また教育研究の成果については企業や民間団体等 に広報を行うなど、戦略的、重点的に広報活動を推進する(平 成19年度)。(No.144) (ウ)大学の理念を具現化して大学グッズ等の開発を行い、大学広

	報に役立てる(平成 23 年度)。(No.145) イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組の充実 (ア)理事や審議機関の委員に民間企業経験者や卒業生、地域の代 表などの学外者を登用する(平成 18 年度)。(No.146)
	(イ)教育研究や地域貢献の推進にあたって、住民の意見を聞く仕
	組を導入する(平成 19 年度 <u>)</u> 。(No.147) (ウ)同窓会との効果的な連携を図るため、同窓会との連携や連絡
	を行う教職員の役割を明確化し、年2回程度の情報交換の機会 を設ける(平成 19 年度)。(No . 148)
(4)評価制度の活用等による業務運営の改善に向け た継続的取組の推進	(4)評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進
自己点検評価、評価委員会による評価などの各種	大学の組織及び業務全般について、自己点検評価、県評価委員会によ
評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営	る評価、認証評価機関評価、監事による業務監査、会計監査人による監
の改善に向けた継続的な取組を進める。	査の結果を活用し、継続的に見直しを行う(No.149)
2 教育研究組織の見直しに関する目標 大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置 (1)学部、学科、研究科
の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動	地域貢献大学を目指す本学の特質に合致する分野における教育研究
を行うことができるよう、現行教育研究組織につい	を強化し、よりよい教育をより効果的に提供するため、次のとおり、学
て、必要に応じ適切な見直しを行う。	部、学科、研究科の改組、再編に取り組む。
	ア 学部、学科の再編(平成 19 年度)(No.150)
	(ア)国際文化学部と生活科学部環境デザイン学科(一部)の統合
	教員組織を統合して国際文化学科と文化創造学科の2学科を
	置く。
	(イ)社会福祉学部における教育課程の系統化
	社会福祉、医療福祉、教育福祉の3系に整備する。
	(ウ)生活科学部生活環境学科の学生募集の停止

(エ)看護学部と生活科学部栄養学科の統合
教員組織を統合して看護学科と栄養学科の2学科を置く。
(オ)改組・再編に伴う措置
a 在学生については、既存学部教育の内容を充実し、卒業に
至るまでの教育の質を確保する。
b 改組・再編に伴い学部籍を離れる教員は、地域共生センタ
ー等に専任教員として配置し、地域貢献業務等を担当しつ
つ、学部・全学共通科目等を兼務する。
イ 大学院
(ア)国際文化学研究科
a 国際文化学と地域文化学の2系に教育課程を整備する(平
成 19 年度)。(No.151)
b 大学院国際文化学研究科に、博士課程を設置することを検
討する(平成 21 年度)。 (No . 152)
(イ)健康福祉学研究科
a (博士課程後期を設置する(平成 18 年度)。(No . 153)
b 既設の健康福祉学研究科修士課程を博士課程前期とし、健
康福祉学専攻と生活健康科学専攻の2専攻を健康福祉学専攻
に統合する(平成 19 年度)。 (No . 154)
(2)総合教育機構
既存の総合教育機構を全学共通教育の要となる組織として見直し、専
任教員を配置して新たな編成を行う(平成 19 年度)。(No . 155)
(3) 附属施設(地域共生センター)
ア 地域の民間企業や団体、個人がより気軽に利用できる相談機能や
連絡調整機能のあり方について、また、大学の教職員や学生にも身
近な存在としての大学の付属施設のあり方について検討し、運営形

	態や人員配置を見直す(平成 18 年度)。(No.156) イ 行政や関連団体、N P O法人等の職員を地域共生センターに配置
	する制度について検討する (平成 20 年度)。(No.157)
3 人事の適正化に関する目標	3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)法人化のメリットを活かした弾力的な制度の 構築	(1)法人化のメリットを活かした弾力的な制度の構築
法人の自律的な運営により教育研究活動を活	ア より専門性を確保し、効率的な法人の運営を行うため、民間にお
性化するため、非公務員型としての法人化のメリ	ける経営・人事労務・広報等の専門家の採用を行うとともに、特任
ットを最大限に活かし、柔軟で弾力的な制度を構	教授や中間的専門職など、これまでの区分・形態にとらわれない新
築する。	たな職種を創設する(一部 平成 18 年度)。(No.158)
	イ 特定の課題や業務に的確に対応できるよう、新たに採用する教職
	員を対象に、特定の職について任期制を導入する(平成18年度)。
	(No.159)
	ウ 定数管理を自律的、弾力的かつ効率的に行う(平成 18 年度)。
	(No.160)
	(101100)
(2)能力・意欲・業績を反映した、教職員にインセ	(2)能力・意欲・業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組の
ンティブが働く仕組の確立	確立
能力・意欲・業績が適切に反映される制度を導	ア 専任教員を対象に、能力・意欲・業績が適切に反映される、多面
入することにより、教職員にインセンティブが働	的で適正な人事評価制度を導入する(平成 20 年度。事務職員につ
く仕組を確立し、教職員の資質向上、ひいては教	いては別途検討)。(No.161)。
育研究の活性化に資する。	(ア)導入に当たっては、平成 18 年 4 月から試行を行い、平成 20
	年 4 月に本格実施。評価結果は、平成 21 年度を基本として、
	勤勉手当、昇任などの処遇に反映する。
	(イ)「目標評価」と「業績評価」による総合的な評価とし、学生
	による授業評価を「業績評価」において活用できるよう改善す
	3.

	(ウ)「教育」、「研究」、「地域貢献」、「大学運営」の4つを評価領
	域とし、学部・学科の特性や教員の役割を踏まえ、個人ごとに
	評価ウエイトを設定する。
	(エ)公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保
	するため、不服申立の仕組を導入する。
	イ 教職員のインセンティブを高め、能力・意欲・業績が適切に反映
	される給与システムを構築する。(No.162)
	(ア)人事評価制度の導入に伴い、平成 21 年度から、全教員を対
	象に、人事評価結果を勤勉手当に反映する。給料への反映につ
	いては、当面、教授を対象に検討する。
	(イ)昇格・昇給制度の見直しや手当の見直し、年俸制も視野に入
	れた給料構成の検討など、能力・業績主義の観点から、現行の
	給与体系・構造を見直す。
	ウ 現教職員も含め、人事評価制度と連動した早期退職 (勧奨)・再
	任用制度を創設する(平成 20 年度)。 (No.163)
	エ 学外研修のより効果的な運用が図られるよう、具体的な研修計画
	と実績・成果を求め、人事評価に活用する(平成 18 年度)。(No.164)
(3)全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な	(3)全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築
制度の構築	
学部の枠を越え、全学的な視点に立った戦略	ア 適切な定数管理のもと、全学的な視点に立って、限られた人材を
的・効果的な人事を行うとともに、公正性、透明	戦略的・効果的に配置する(平成 18 年度)。(No.165)
性、客観性が確保される制度を構築する。	イ 教職員の人事に関し、その公正を期すとともに、経営審議会、教
	育研究評議会等との適切な役割分担のもと、全学的な視点に立った
	適正な業務の遂行に資するため、採用・昇任のための選考、人事に
	関する基準・手続に関する事務等を行う「人事委員会」を設置する
	(平成 18 年度)。(No.166)

- 31 -

4 事務等の効率化、合理化に関する目標	4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置
社会情勢の変化や県民ニーズに的確に対応した効	(1)業務の見直し
果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡	ア 事務処理の簡素化、合理化
素化、外部委託の活用、情報化の推進等を含め、事務	事務処理の内容、方法について、定期的に点検を行い、その簡素
組織及び業務などについて不断の見直しを行う。	化、合理化に努める。(No.167)
	イ 外部委託の活用
	定型化業務については、費用対効果等について検討の上、可能な
	ものから外部委託(アウトソーシング)を行う。(No.168)
	ウ 業務マニュアルの作成等
	事務処理を効果的、効率的に進めるため、業務マニュアルの作成
	や情報の共有化を行う(No.169)
	エー情報化の推進
	学内の情報化の推進に関する長期構想、実施計画を策定し、大学
	における教育研究活動及び業務運営の状況、情報教育に関する情報
	の共有、広報等の情報発信、大学評価などに関する一連のシステム
	開発、保守、セキュリティ確保などをより効果的、効率的に行う(構
	想策定:平成 18 年度)(No.170)
	(2)事務組織の見直し
	事務組織について、教育研究組織と連携しつつ、全学的な視点から、
	教育研究、学生の受入れ、学生支援、地域貢献、国際交流等に関する活
	動をより効果的、効率的に進めることができるよう、そのあり方につい
	て必要に応じ見直しを行う。(No.171)

 第3 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置 2 外部研究資金の状況 2 外部研究資金の様価的導入 7 外部研究資金の種種的導入 (2) 外部研究資金の種種的導入 (7) 小部研究資金の種種的導入 (7) 小部研究資金の種種の導入 (7) 小部研究資金の種種の導入 (7) 小部研究資金の種種の換えとなって、研究ニーズを吸い上する (7) 小部研究資金の種種の換えたなって、研究ニーズを促進する(No.102 再進) (7) 小部研究資金の種種の運転で入るとともに、、研究の構成となって、研究の単くの一て、のの表を種種的 (7) 小期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金をの他の 競争的研究資金に応募することと考え、(No.105 再掲) (7) 中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金をの他の 競争的研究資金に応募することをで、(No.174) う その他の自ていために引いていため、第コンサート、講演、創作発 表示の通知 (8 年) (No.175) 		
 運営における最も基礎的な収入であることを踏ま え、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な 料金設定を行う。 (2)外部研究資金等の積極的導入 法人の収入の大宗は授業料等学生納付金と運営 費交付金とで占められているが、これに加えて、救 育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部 研究資金等の獲得に努める必要がある。 このため、科学研究費補助金をはじめとする競争 的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による 共同研究・受託研究等の受託に当たっては、所要の事 務費相当分を計上するなど、負担区分について、適 正な見直しを行う。 (2)外部研究資金等の積極的導入 (2)外部研究資金等の積極的導入 (7)外部研究資金で積極的導入 (7)外部研究資金で積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金での積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金での積極的導入 (7)外部研究資金で加速の第 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)外部研究資金の積極的導入 (7)小部研究資金の積極的導入 (7)小期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の 競争的研究資金とを義務化する。(No.105 再場) (7)中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の 競争的研究資金に応募することを義務化する。(No.105 再場) (7)中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の 競争的研究資金に応募することを義務化する。(No.105 再場) (7)中期計画期間中にすべての教員相当分を計上するなど、負担区分 について、適正な見直しを行う。(No.174) (7)中観 長田(広)の (7)中国、(174) <td>1 自己収入の増加に関する目標</td><td>1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置</td>	1 自己収入の増加に関する目標	1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置
 法人の収入の大宗は授業料等学生納付金と運営 費交付金とで占められているが、これに加えて、教 育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部 研究資金等の獲得に努める必要がある。 このため、科学研究費補助金をはじめとする競争 的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による 共同研究・受託研究への取組などを進め、外部研究 資金等を積極的に導入する。 また、受託研究等の受託に当たっては、所要の事 務費相当分を計上するなど、負担区分について、適 正な見直しを行う。 ア 外部研究資金の積極的導入 (ア)外部研究資金の獲得額を現在の2倍に伸ばす(平成23年度)、 (No.173) (イ)地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共 生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上 げる仕組をつくるとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的 に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成20年度)、 (No.104再掲) (ウ)中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の 競争的研究資金に応募することを義務化する。(No.105再掲) イ 受託研究等の負担区分の見直し 受託に当たっては、所要の事務費相当分を計上するなど、負担区分 について、適正な見直しを行う。(No.174) ウ その他の自己収入確保に向けた取組の推進 大学施設を有効活用し、芸術活動や音楽コンサート、講演、創作発 表等の自主事業を行うとともに、大学に相応しい事業への貸出しを図 	運営における最も基礎的な収入であることを踏ま え、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な	
	法人の収入の大宗は授業料等学生納付金と運営 費交付金とで占められているが、これに加えて、教 育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部 研究資金等の獲得に努める必要がある。 このため、科学研究費補助金をはじめとする競争 的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による 共同研究・受託研究への取組などを進め、外部研究 資金等を積極的に導入する。 また、受託研究等の受託に当たっては、所要の事 務費相当分を計上するなど、負担区分について、適	 ア 外部研究資金の積極的導入 (ア)外部研究資金の獲得額を現在の2倍に伸ばす(平成23年度)。 (No.173) (イ)地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共 生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上 げる仕組をつくるとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的 に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成20年度)。 (No.104 再掲) (ウ)中期計画期間中にすべての教員が、科学研究費補助金その他の 競争的研究資金に応募することを義務化する。(No.105 再掲) イ 受託研究等の負担区分の見直し 受託に当たっては、所要の事務費相当分を計上するなど、負担区分 について、適正な見直しを行う。(No.174) ウ その他の自己収入確保に向けた取組の推進 大学施設を有効活用し、芸術活動や音楽コンサート、講演、創作発 表等の自主事業を行うとともに、大学に相応しい事業への貸出しを図

2 経費の抑制に関する目標 自ら自律的な大学運営を行う上で、予算執行の弾力 化、効率化、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法 の改善などにより、経費の抑制を図る。 また、教育研究の水準の維持、向上に配慮しながら、 組織運営の効率化、適正な人員配置等を進め、人件費 の抑制を図る。	 2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置 (1)予算執行の弾力化・効率化を図り、年度途中での緊急課題の発生への対応や研究内容に応じた教授研究費の執行など適切な執行体制を確保する。(No.176) (2)契約期間の複数年度化、購入方法の改善、管理業務の委託の推進等により、経費の削減を図る。(No.177) (3)剰余金の活用や外部研究資金の活用などと合わせて、教授研究費等の運用改善にインセンティブを働かせる仕組の検討を行う。(No.178) (4)教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、適切な規模の教職員配置を実現するため、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた適正な人員配置等により、定員管理を計画的に行い、もって、人件費の抑制を図る。(No.179) (5)環境マネジメントシステム(エコアクション21)の導入による環境負荷軽減の取組とも連動しつつ運営管理コストの削減を行う。(No.180)
3 資産の管理運用に関する目標 教育・研究の水準の向上の視点に立って、有効かつ 効率的な活用に努め、適正な維持管理を図る。 また、地域貢献の一環として、教育・研究に支障の ない範囲で、大学施設の地域開放を検討する。 なお、看護棟北側用地については、将来的なキャン パス移転を視野に入れつつ、当面の利活用計画を定め 有効活用を図る。	 3 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置 (1)施設設備の利活用状況の調査を行い、その結果を基に、施設設備の運用改善と有効活用を図る。(No.181) (2)施設設備の管理については、「建物保全調査」等の結果を参考に、計画的な維持補修を行う。(No.182) (3)大学施設の地域開放について、地域開放の実施方法、実施施設の範囲、施設使用料の設定等地域開放のルールづくりや試行を行う。(No.183) (4)看護棟北側用地については、当面の利活用計画を定め有効活用を図る。(No.184)

服の提供に関する目標を達成するた 面の実施体制、評価結果の公表の方 つ定期的に自己点検及び評価を行う こ対する教員の自己評価及び意見を 平成19年度)。(No.186)
就職状況に関する卒業生の声、地域 方策を検討する仕組を整える(平成 成果に関わるデータを教員全員で共 度)。(No.188) やすく要約した資料を、速やかにホ
き9く安約した資料を、速やかに小 達度)。(No.189) なするためとるべき措置 を達成するためとるべき措置 基盤など今後施設整備が必要な主要 キャンパス移転との整合に留意しつ 多様化やユニバーサルデザインの観

2 安全衛生管理に関する目標	2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置
教職員と学生の行動の安全と健康を確保するとと	(1)教職員と学生の安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する(平成 18
もに、その水準の向上を図り、教育研究活動の円滑な	年度)。 (No.191)
実施とその成果の確保に資するため、安全衛生管理を	(2)施設設備の安全点検、環境測定、健康診断及びこれらの結果に基づく
総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準	事後措置や安全教育、健康教育、ハラスメントの防止、公益通報者の保
の向上を目指す仕組を確立する。	護などの安全衛生管理活動について、毎年度、実行計画を作成し、総合
	的かつ的確に実施する(平成 19 年度)。 (No.192)
	(3)安全衛生管理活動の状況について評価を行い、評価結果を次年度の計
	画に反映させる仕組を構築し、適切に運営する(平成 20 年度)。(No.193)
	第6 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画
	*予算編成過程において検討
	签3 后期供入会会现在范
	第7 短期借入金の限度額 *予算編成過程において検討
	* 丁昇綱戍迴住にのいて快到
	第8 重要な財産を譲渡し、または担保に供する場合はその計画
	*予算編成過程において検討
	第9 剰余金の使途
	*予算編成過程において検討
	第10 その他業務運営に関する事項
	*予算編成過程において検討